

に努める。

4. 児童の保健衛生や福利の増進に努める。
5. 会員の保健体育の向上及び食生活の改善に努める。

第19条 校外生活委員会は、次のような活動をする。

1. よい社会環境の醸成を図り、児童の不良化防止や安全教育の向上に努める。
2. 児童の校外生活の指導と交通安全指導にあたる。
3. 地区懇談会を開催し地区での会員相互の連携に努め、明るい家庭環境の育成を図る。
4. 特に副委員長は、市の交通安全女性として、地域の交通事故防止の活動を市の協議会と連携して行う。

第20条 (削除)

第21条 広報委員会は、次のような活動をする。

1. 本会の活動や学校の様子等、会員への広報活動に努める。
2. 広報活動を通して、成人教育活動を進める。

## 第7章 専門委員長の任務

第22条 専門委員長は、次のような活動をする。

1. 専門委員会を開催し、年間の活動計画を立案する。
2. 必要に応じて委員会を開き、事業を推進する。
3. 常に他の専門委員会との連絡・調整に努める。

## 第8章 弔慰規定

第23条 会員

1. 本会役員が死亡の場合は、香典10000円を供え、役員全員が会葬する。
2. 本会員死亡の場合は、香典10000円を供え、本部役員及び該当地区委員が会葬する。
3. 本会役員が1ヶ月以上病氣療養の場合は、金3000円程度の見舞いをする。
4. 本会員がPTA行事で怪我をして1ヶ月程度の療養の場合は、金3000円程度の見舞いをする。

第24条 学校職員

1. 職員死亡の場合は、香典10000円を供え、PTA本部役員及び該当学年役員が会葬する。
2. 職員が1ヶ月以上病氣療養の場合は、金

3000円程度の見舞いをする。

3. 職員の配偶者及び子女死亡の場合は、香典5000円を供え、代表者が会葬する。
4. 職員の父母が死亡の場合は、香典5000円を供える。

第25条 児童

1. 児童死亡の場合は、香典10000円を供え、PTA会長及び該当学級委員が会葬する。
2. 児童が1カ月以上の病氣療養の場合は、金3000円程度の見舞いを該当学級委員がする。
3. 児童または、その家庭に災害があった場合は、その程度に応じて見舞いをおくる。

第26条 付記

本規定以外の場合、または事情により本規定が適用しにくい場合は、その都度本部役員会で協議して決める。

## 第9章 規約細則の改正

第27条 規約細則は、運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成により、改正することができる。

## 附 則

この規約及び規約細則は、平成 4年 4月 1日より実施する。

※平成 5年 3月 11日一部改正

※平成 6年 3月 10日一部改正

※平成 9年 4月 19日一部改正  
(規約細則 第2章第6条)

※平成10年 3月 7日一部改正  
(規約細則 第2章第6条)

※平成11年 3月 6日一部改正  
(規約細則 第2章第6条)

※平成11年 4月 23日一部改正  
(規約 第5章第7条)

※平成12年 3月 4日一部改正  
(規約細則 第2章第6条)

※平成12年 9月 5日一部改正  
(規約細則 第6章)

※平成13年 4月 20日一部改正  
(規約細則 第6章14条、第18条、第20条)

※平成16年 4月 23日一部改正  
(規約細則 第2章6条1、2)

※平成17年 4月 24日一部改正  
(第6章 第10条)